

# 高石市教育委員会定例会会議録

(令和4年7月定例会)

## 開会及び閉会の年月日時

開 会	令和4年7月13日 午後3時00分
閉 会	令和4年7月13日 午後3時30分

## 会議に出席した者の職及び氏名

委 員	教 育 長 : 木 寄 茂 巳 委 員 : 西 中 隆 委 員 : 佐 野 慶 子 委 員 : 西 村 陽 子 委 員 : 吉 村 文 一
事務局職員	教 育 部 長 : 村 田 佳 一 教育部次長兼 社会教育課長兼公民館長 : 佐 藤 信 雄 教育部次長兼 学 校 教 育 課 長 : 松 田 訓 一 教育部こども未来室長 : 家 村 美 雪 教 育 総 務 課 長 : 綾 井 康 浩 教育総務課長代理 : 前 川 恭 徳 学校教育課長代理 : 杉 原 敦 史 こども家庭課長 : 吉 村 あかね 子育て支援課長 : 阪 上 徹 教 育 総 務 課 : 中 阪 三 明

## 議題及び議事の要旨及び議決事項

### ・ 議案第1号 高石市校区再編等検討委員会規則の制定について

次長兼 学校教育課長	<p>議案第1号、高石市校区再編等検討委員会規則の制定について、説明します。</p> <p>本議案は、小中学校の校区の再編等について検討するため、今年度より高石市校区再編等検討委員会を立ち上げ、話し合いを進めていきたいと考えています。</p> <p>本規則については、令和3年3月に本定例会で承認いただきましたけれども、その際の意見を検討するため、一度、廃止させていただき、検討を進めたものを今回改めて提案させていただくものです。</p> <p>主な変更点の1点目は、規則の第2条において、「委員会は、高石市教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。」を「委員会は、高石市教育委員会の求めに応じて、高石市立小学校及び中学校の通学区域の設定及び変更等に関する事項について調査及び研究を行う。」という文面に変更しています。</p> <p>2点目は、附属機関に位置づけたことにより、調査研究が可能になると考えています。</p>
---------------	--

	<p>本委員会における話し合いの内容としては、議会から意見をいただいたこともあり、専門家や地域の方の意見をいただくとともに、調査研究を進める場として開催したいと考えています。</p> <p>委員会の構成メンバーとしては、以前説明させていただいたとおりで、大学教授等の学識経験者、地域、保護者の代表者、小中学校の校長など10名以内で構成する予定です。</p> <p>開催の予定としては、まず本年度内に1、2回の開催を目指し、本規則の議決後、委員の選定や開催に向けての準備を行いたいと考えています。</p>
西中委員	<p>前回、令和2年度末に高石市校区再編検討委員会規則を議決したわけですが、今回、その中で出た意見を取り入れていただいておりますが、令和3年度にまったくこの件の審議はなかったのは何か事情等がありましたか。</p>
次長兼 学校教育課長	<p>令和3年3月の定例会でいただいた意見をもとに、調査研究を行うための附属機関として位置づける方針を固めました。その後、市議会での承認を得るため、規則の文言の調整などに多くの時間を要したものです。</p>
西中委員	<p>この校区の再編は、緊急性がないということですか。</p>
次長兼 学校教育課長	<p>これは、議会での意見等さまざまな意見があり、その当時、議会で連立立憲交差との関連性も含めて答弁させていただきました。ただ、この件に関しては、地域の方の関心も非常に高いことから、規則に関しても時間をかけて作成しました。また、附属機関として位置づける必要があり、委員にも忌憚なく意見をいただくため、じっくり時間をかけて、検討したもので、特に緊急性がないと考えているものではありません。</p>
西村委員	<p>この検討委員会では、調査研究あるいは意見をいただくということですが、検討委員会でのなんらかの成果また結論は、どのように扱われますか。</p>
次長兼 学校教育課長	<p>検討委員会において出た意見などは、その都度、本委員会に報告します。また、検討委員会でなんらかの方向性のまとまった意見が出された場合は、この定例会の中で協議していただく事もあると想定していますが、その意見に拘束されるものではありません。</p>
西村委員	<p>もし、校区を再編するとしたら決定するのは、この教育委員会という理解でよろしいですか。</p>
次長兼 学校教育課長	<p>委員、ご指摘のとおりです。</p>
吉村委員	<p>一昨年も発言させていただきましたが、高石市では駅前の再開発が進んでいて、羽衣駅が終了し、次は高石駅西地区、それと高石小学校前の都市計画道路が実行に移ろうとしています。校区再編の大きな課題としては、各学校の児童生徒数が適正であるのかということと安全安心な通学路が大きな点になると思います。その安全安心な通学路という点で都市計画道路は、非常に大きな目抜き通りになるので、それが完成した時の交通量や南海中央線が羽衣まで延伸していこうとしていますので、そういう幹線道路の交通量の変化がはっきりわかってから十分議論した方がいいと思います。まず、関係機関の意見も聞きながら安全安心な通学路というのをまず考慮してじっくり行ってほしいと思います。</p> <p>また、高石駅西地区再開発など地域のまちづくりも含めたうえで校区も設定していく必要があると思います。そこが出来ていないうちに議論を進めていくのもいかがかなという気がしますので、都市計画の</p>

	方とも整合性をもたせていただけたらと思います。
佐野委員	検討委員会の中でも地域の代表者、保護者の代表者も入っています。いろいろな計画も完成していない状況の中で、地域の方の関心もとても高いと思いますので、皆様の意見をしっかり聞いて児童生徒の安全安心を最優先に慎重に進めていただけたらと思います。
西中委員	基本的には、南海本線の高架化に伴う校区の再編でいいですか。
次長兼 学校教育課長	きっかけはそういった部分もありますが、教育委員会としては子どもたちの安全安心な通学を考え、計画していきたいと思っています。
西中委員	高石市の義務教育としての有り様を考えて行っていくというビジョンはありませんか。
次長兼 学校教育課長	市全体としての計画は様々な計画があるかもしれませんが、今回議論させていただいております校区再編等検討委員会においては、まず校区再編をスタートにし、委員会を開催したいと考えています。
採決	可決

・議案第2号 令和5年度使用高石市立小中学校教科用図書採択について

次長兼 学校教育課長	議案第2号、令和5年度使用高石市立小中学校教科用図書採択について、説明します。 高石市立小中学校の令和5年度の教科用図書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条また、同法施行令第15条第1項の規定により、令和4年度使用教科用図書と同一の教科書を採択しなければなりません。従いまして、小中学校の令和5年度の使用教科用図書については、資料5ページ、6ページに小中学校それぞれの令和4年度使用の教科用図書を記載しております。この教科用図書一覧の図書を令和5年度使用教科用図書に採択するものです。
採決	可決

・議案第3号 高石市いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱について

次長兼 学校教育課長	議案第3号、高石市いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱について、説明します。 本議案は、高石市いじめ防止対策推進委員会条例第3条第1項の規定に基づき、適切にいじめ問題に対処する公平性、中立性を確保するという観点から専門的な知識や経験を有する方として、8ページの委嘱候補者名簿のとおり5名の方に委嘱するものです。 なお、この5名の方はすべて再任となっています。 また、委嘱日は令和4年8月1日、任期については、令和4年8月1日から令和5年7月31日までとなっております。
採決	可決

・報告第1号 教育委員会の後援等に関する報告について

教育総務課長	本報告は、高石市教育委員会の後援等に関する規程第2条第1項の規定に基づき処理したものについて、同条第2項の規定により、10ページ記載の学校教育課1件、社会教育課14件の報告をするものです。
木寄教育長	報告があったものとして処理します。

・報告第2号 教育委員会関係諸行事等の報告について

各所属長	令和4年6月8日から令和4年7月12日までの当委員会関係諸行事について説明。
木寄教育長	報告があったものとして処理します。